

「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書

再審は、無実の人が救済される最後の砦です。冤罪は個人の自由や尊厳、生命などの基本的人権を奪うものです。もし、冤罪の恐れがあるならば、高い人道的観点から、また基本的人権の尊重という趣旨から出来る限り救済の道を開くことが必要です。

昨年10月に58年間、死刑囚として苦しめられてきた袴田巖さんのやり直し裁判で、無罪判決が確定しました。また、11月には福井女子中学生殺人事件で前川彰司さんの再審開始が決定しました。これまでも2010年の足利事件に始まり、布川事件、東電OL事件、2016年の東住吉事件まで、無期という重罰事件の再審無罪が続きました。2019年の松橋事件と2020年の湖東記念病院人工呼吸器事件でも再審無罪を勝ち取りました。

しかし、これらの事件で再審が認められ無罪となるには、つねに検察の壁が立ちはだかっていました。一つ目の壁は、検察が捜査で集めた証拠を開示しないことです。証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の側にあります。国民の財産である全ての証拠は、隠すことなく弁護団の開示請求に応じ、真実解明に役立てるべきですが、しばしば無罪の証拠が隠されたまま有罪が確定する事例が後を絶ちませんでした。その上、再審請求では無実を主張する請求人と弁護側に新たな明白な無罪証拠を提出することが求められます。事件から63年をむかえた名張毒ぶどう酒事件では、4年前、新たに証拠が開示されました。それは事件が起きた懇親会の参加者の事件直後の供述調書です。これは再審開始決定が出た19年前にも請求しましたが、存在しないとしていた証拠です。もし19年前、この証拠を出していれば、奥西さんが存命中に無罪が確定していたかもしれません。

通常審では公判前整理手続きを通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化されました。しかし再審における証拠開示には何一つルールが無く、証拠が開示されるか否かは、裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられるなど、法の下の平等原則さえも守られていません。

二つ目の壁は、再審開始決定に対する検察側の不服申立（上訴）が許されていることです。袴田事件では、2014年に静岡地裁が再審開始決定を出してから、検察の不服申立によって9年の無駄な時間が流れました。名張毒ぶどう酒事件の奥西さんにいたっては、2005年に再審開始決定を得ながら、検察の控訴、異議申立てにより、冤罪を晴らせないまま89歳で無念の獄死をされました。

冤罪の悲劇を繰り返させないためにも、法的な制限を加える必要があるのは明白です。

よって、下記の再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を行うことを強く求めます。

記

- 一 再審における警察・検察手持ちの証拠の全面開示。
- 二 再審開始決定に対する検察の不服申し立て（上訴）の禁止。
- 三 再審手続きの整備。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和7年3月21日

奈良県平群町議会議長 山口 昌亮

衆議院議長 額賀 福志郎 殿
参議院議長 関口 昌一 殿
内閣総理大臣 石破 茂 殿
法務大臣 鈴木 馨祐 殿